

米子市道路反射鏡設置基準

(目的)

第1条 この基準は、米子市が行う道路反射鏡の設置に関し必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路反射鏡 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3第4号に規定する他の車両又は歩行者を確認するための鏡をいう。
- (2) 道路 米子市が管理する道路をいう。
- (3) 自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車のうち、自動二輪車以外のものをいう。
- (4) 対象道路 主に道路反射鏡を利用する自動車が通行する道路をいう。
- (5) 主道路 道路の交差部分において一時停止すべきことが指定されていない道路又は優先道路（道路交通法第36条第2項に規定する優先道路をいう。以下同じ。）をいう。
- (6) 従道路 道路の交差部分において一時停止すべきことが指定されている道路又は優先道路でない道路をいう。

(設置の意義)

第3条 市長は、市民からの要望を受けて、道路を通行する自動車の視距又は道路の交差部分において見通すことができる距離が不足している場所において、これを補完し、交通事故の防止に資するため、予算の範囲内において道路反射鏡を設置する。

(設置位置)

第4条 道路反射鏡を設置する位置は、原則として、道路区域内とする。この場合において、その設置する道路反射鏡（支柱を含む。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）第12条に定める建築限界を超えてはならない。

2 道路反射鏡を設置する位置については、立地条件等により前項の規定により難しい場合は、道路区域外の土地（無償で使用するものに限る。）とすることができる。

(設置条件)

第5条 道路反射鏡の設置は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、行うものとする。

- (1) 自治会等から道路反射鏡設置要望書（別記様式第1号）が提出されていること。
- (2) 第4条第2項の場合にあつては、道路反射鏡を設置することについて、同意書（別記様式第2号）又は同意したことを証する書類により当該道路反射鏡を設置しようとする土地の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の同意が得られていること。
- (3) 道路反射鏡を電柱その他の物件（第7条において「物件」という。）に添架する場合にあつては、道路反射鏡を設置することについて同意書（別記様式第2号）又は同意したことを証する書類により当該物件の所有者又は管理者（以下「物件所有者等」という。）の同意が得られていること。
- (4) 交差点においては、信号が設置されていないこと。
- (5) 主道路と従道路との区分が明確な交差点においては、対象道路が従道路であること。
- (6) 対象道路が現に不特定多数の者の通行の用に供されていること。ただし、受益戸が多いと認められる場合を除く。
- (7) 道路反射鏡を設置することにより、第三者に損害を与えるおそれがないこと。
- (8) 道路反射鏡を設置することにより効果が認められること。

(構造諸元)

第6条 道路反射鏡の鏡面の大きさは、60センチメートルを標準とする。

(撤去又は移設)

第7条 市長は、土地所有者等又は物件所有者等の都合により、当該土地所有者等が所有し、若しくは管理する土地又は当該物件所有者等が所有し、若しくは管理する物件に設置した道路反射鏡を撤去し、又は移設する必要がある場合は、速やかに、当該道路反射鏡を撤去し、又は移設しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日前に行った道路反射鏡の設置については、なお従前の例による。ただし、当該道路反射鏡を更新又は移転を行う場合においては、この基準に従って行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日前に行った道路反射鏡の設置については、なお従前の例による。ただし、当該道路反射鏡を更新又は移転を行う場合においては、この基準に従って行うよう努めるものとする。